

令和6年12月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和6年12月16日（月） 開会 午前10時 1分
閉会 午後 2時12分

場所 第2委員会室

出席委員 逢澤圭一郎委員長
千葉達也副委員長
松本義明委員、藤井健志委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、
小谷野五雄委員、泉津井京子委員、水村篤弘委員、小早川一博委員、
井上航委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
細野正福祉部長、縄田敬子こども政策局長、岸田正寿副部長、
武井裕之地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、
播磨高志社会福祉課長、今井隆元地域包括ケア課長、
草野敏行高齢者福祉課長、小松素明ねんりんピック推進幹
茂木誠一障害者福祉推進課長、高橋良治障害者支援課長、
築地良和福祉監査課長、黒澤万里子こども政策課長、
山崎高延こども支援課長、菊池陽吾こども安全課長、
多久島康寿児童虐待対策幹、

[保健医療部]
表久仁和保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長兼感染症対策幹、
縄田敬子こども政策局長、横田淳一健康政策局長、坂行正医療政策局長、
武井裕之地域包括ケア局長、橋谷田元参事兼生活衛生課長、
加藤孝之保健医療政策課長、三田一夫政策参与、谷口良行感染症対策課長、
大熊誉隆国保医療課長、山口達也医療整備課長、千野正弘医療人材課長、
植竹淳二健康長寿課長、鈴木久美子疾病対策課長、坂梨栄二食品安全課長、
岡地哲也薬務課長

[総務部]
渡邊和貴学事課長

[県民生活部]
今川知宏人権・男女共同参画課長、安部里佳国際課長

[教育局]
田中洋安県立学校部副部長

[警察本部]
渡邊英之外事課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第 1 4 0 号	指定管理者の指定について（埼玉県立児童養護施設おお里）	原案可決
議第 4 1 号	埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

1 福祉部関係

児童養護施設一時保護専用棟における職員の負担軽減について

2 保健医療部関係

障害者等歯科診療体制について

報告事項（保健医療部関係）

順天堂大学附属病院等整備の中止について

【知事議案に対する質疑（福祉部関係）】

松本委員

- 1 候補者の選定に当たって、応募団体が今回社会福祉事業団、今回も1団体のみということだったが、この応募に当たっての工夫はどのような点があったのか。
- 2 指定管理者候補者として、現指定管理者が選定されるということだが、新たな提案というのはどのようなものがあったのか
- 3 指定管理料が増額している理由について伺います。

社会福祉課長

- 1 募集に当たっての工夫であるが、公募に当たっては、施設の規模的に単独では応募がためられる法人を想定して、社会福祉法人を含む複数の団体でグループを構成しての応募も可能とするなど、埼玉県社会福祉事業団以外の事業者が応募できるように配慮したところである。また、募集に当たっては、県ホームページ上に募集要項を掲載したほか、埼玉県児童福祉施設協議会や近隣都県の児童福祉の協議会にも幅広く周知をした。さらに、募集開始から申請書提出期限まで2か月の期間を設け、余裕を持って応募いただけるように配慮したところである。
- 2 今回、候補者からはDX推進に向けた取組、あるいは入所児童の食物アレルギーの対応などの提案があった。DX推進に向けた取組としては、パソコンやタブレットを活用した児童への学習支援や、記録支援ソフトの活用による児童情報の共有化などが提案された。また、食物アレルギー対応については、アレルギー専門医の指示の下、栄養士がケア計画を作成することで、これまで以上に重篤な食物アレルギーを抱えた児童の受入れにも対応できる体制を整えるということで提案を頂いたところである。
- 3 県立児童養護施設については、県では長期保全計画に基づき、長寿命化のための予防保全を実施しているところである。おおりの長期保全計画では、令和9年度から大規模な改修を予定しており、この工事の中で、国の指針である家庭的養育を推進するため、小規模ユニット化を進めたいというふうに考えているところである。埼玉県社会福祉事業団は小規模ユニット化により手厚い支援を行うため、配置すべき人員を増やしたいという提案を行っており、その指定管理料を増額分として見込んだということである。

松本委員

- 1 応募団体1団体ということだが、様々な工夫を説明いただいたように、周知期間も含めてされていたのは分かったが、結果として応募団体は1団体ということだが、この採点を見ると80点以上超えているから、競争性が発揮できるのかという点が、どうなのかなと。そもそもこういった、県内でほかに対応できる団体というのはあると考えているのか。
- 2 指定管理料の増額の件であるが、小規模ユニットを開設に向けてということで、これは選定委員会でも議論が既にされていると思うが、最終的には14名ぐらい増員しなければならないということだと思うが、この人員の確保はどういう計画で行っていくのか。また、その人員増に伴う予算というのは、今回、確保されているという認識でよろしいのか。

社会福祉課長

- 1 申請書を提出したのは埼玉県社会福祉事業団のみということであるが、潜在的な競争となる公募を行うことにより、申請者も事業内容のリニューアルを積極的に行うなど、結果的に児童の処遇向上につながられるため、1団体のみであっても競争性は発揮できるというふうに認識をしているところである。
- 2 おお里は、県立児童養護施設として、虐待を受けた児童や障害のある児童など、処遇が困難な児童を多く受け入れるとともに、一時保護児童の積極的な受入れを行ってきた。近年は、民間の施設においても、人材の育成やノウハウの蓄積などにより、処遇困難な児童の受入実績を上げているところもある。例えば、入所児童に占める被虐待児童の割合は、県立の3施設が80%以上ということになっているが、民間の中には70%を超える、そういう施設もある。このように、埼玉県社会福祉事業団以外でも、同等のレベルで県立施設としての役割を踏まえた運営を担える法人があるというふうに考えており、代替可能な団体があるというふうに認識をしている。小規模ユニット開設に向けた人員の確保、それから予算の確保ということであるが、人員の確保については、埼玉県社会福祉事業団では、開かれた施設運営を行っているということをアピールするために、ホームページやInstagramで積極的な情報発信を行うとともに、学生等を対象としたオンライン就職説明会とか職場体験会を開催しているところである。また、指定校推薦の試験や社会人枠採用試験、高卒求人採用試験など、多様な採用制度を導入している。さらに、受け入れた実習生やボランティアに対しても、積極的に事業団の魅力発信に努めており、こうした取組で人員の確保に努めていくというふうに承知をしているところである。なお、指定管理料の増額の見込みについては、指定管理期間の年度ごとに関係課と調整を行い、所要額の確保に努めてまいりたいというふうに考えている。

小早川委員

先日、この審査に当たり公明党議員団でおお里を視察した際、同席いただいた職員の皆様には感謝を申し上げます。

- 1 児童養護施設へ入所するこどもたちの背景が複雑化をする中で、心理的ケアをしながら、こどもに合わせた療育、また医療的治療などを時代に合わせ運営をされているということを、当日伺いました。その上で、この施設にこどもを合わせていくということではなくて、こどもの状況に合わせた施設に環境を整備していく必要性を改めて感じた。今後のこの整備というところで、先ほどユニット化という話もあったが、県は整備という観点で47年経過をしているところもあり、外部環境も大きく変わっている中で、施設の整備について、どのように考えているのか。
- 2 先ほど指定管理料の話があったが、昨今の物価高騰、燃料費や食材費等の人件費等々は含まれているのか。
- 3 災害時などの緊急時の対応について、地元の地域自治会とも連携しながら防災訓練なども行われているということでお伺いをした。本当に、地域と密に連携をとりながら事業を運営していただいているというふうに感じた。非常電源の工事なども現在行われているというふうにお伺いをしているが、この災害時の対応計画や整備状況について確認をさせていただきたい。

社会福祉課長

- 1 長期保全計画に基づく長寿命化の予防保全を実施する中で、小規模ユニット化を進めていくと、というようなことで考えており、こういった小規模ユニット化により、今、中

学生以上の児童については個室対応であるが、個室を増やし中学生以上の受入れもしっかりできるようにということで、対応してまいりたいというふうに考えているところである。

- 2 埼玉県社会福祉事業団の提案は、食材費の高騰分は反映されたものになっている。一方で、燃料費や電気代ガス代など、光熱費の高騰分については、事業団の提案の中では見込まれていない。物価高騰部分については、毎年度の予算編成の中で関係課と調整をして対応していくということになると考えているところである。
- 3 非常用発電設備については、おお里は消防法上の設置義務というのはないが、児童の安全確保の観点から、今年度の新設工事を実施しているところである。災害への対応としては、災害対応マニュアルの策定をして、消防法に基づく避難、消火訓練を毎月1回以上実施しているほか、年に1回消防署の立ち合いによる総合防災訓練も実施しているところである。さらに、災害発生時における業務継続計画を策定して、発災時の具体的な対応方針を定めているというところである。

小早川委員

長寿命化含めて整備基本方針を基に整備しているということは認識したが、建物自体の長寿命化というところと合わせて、施設の方針としても中学生以上に個室も必要ということもおっしゃっていたが、児童一人一人、お子さんの抱える背景であるとか心理的なケアも含めて、必要性がどんどん増しているというふうに感じており、そういった部分も踏まえた整備計画になるのかというのを念のため確認させていただきたい。

社会福祉課長

ケアが必要なお子さんへの対応ということで、例えば、心理療法をするような部屋を増やすとか、そういったところも考え方としてあろうかと思うので、そういったところも含めて今後の整備計画の中で、しっかりと検討して対応していく。

泉津井委員

- 1 今回、選定委員は、前回の井上委員からの御指摘で、県の職員が多いというところから改善し、様々な分野から選考されたとお伺いして、皆様の取組に感謝する。今回は、もちろん児童養護施設ということを加味したと思うが、今回の委員はどのように選考されたのか。また、その際の質疑応答などはどのようなものであったか。
- 2 1団体の申込みがあったということだが、例えば、説明会などでほかに興味を持ったような団体というのは何団体ぐらいあったのか。
- 3 社会福祉事業団は、この指定管理が始まる前からずっとやっているというふうに聞いているが、先ほど、代替可能な団体はあるとのことであったが、例えば、指定管理者がこの先変わった際には、しっかり滞りなく、引き継げる体制などが整っているのかどうか。

社会福祉課長

- 1 お話いただいたとおり、従来は外部委員3名、県職員2名の5名ということで選定をしていたが、令和6年6月の福祉保健医療委員会において、選定委員会の委員構成について御意見を頂いたので委員構成の見直しをした。外部委員を1人増やし4名、県職員を1名に減らして5名とさせていただいたところである。外部委員については、児童福祉に関し専門的知識を有する者として大学の准教授、そして、児童の権利擁護に関し専

門的知識を有する者として、埼玉弁護士会の権利委員会による推薦者、それから家庭的養護に精通している者として、埼玉県里親会による推薦者、そして、今回新たに企業経営に関する専門的知識を有する者として日本公認会計士会埼玉支部による推薦者にそれぞれ御就任いただいたところである。なお、県職員を1名残したのは、県立施設として県の立場から選定に関与する職員も必要だと判断をしたというところである。それから選定委員会における質疑ということであるが、主なものとしては、卒園児に対するアフターケアの取組や、こどもの意見表明の工夫などについて質疑があった。例えばアフターケアについては、卒園後1年目は年3回、2年目は年2回、3年目は年1回の状況確認を実施しているほか、5年を経過しても同窓会を毎年開催することでつながりを保っているというような回答があった。また、こどもの意見表明については、児童会の開催や、月1回の個別面談、意見箱の設置、アンケートの実施などにより、児童が意見を表明できる機会の設定に努めているという回答もあった。こうした点も評価されたというふうに認識をしているところである。

2 新たに説明会に参加した団体はない。

3 公募に当たっては、募集要項の中に、児童福祉経験の長い職員の配置や、職員の希望があれば、継続雇用に配慮を求めるといったことを入れており、入所児童が安心して利用できる施設運営が可能かどうかという視点を加えている。指定管理者が変わった場合でも、児童の処遇に影響が生じることのないように配慮して、募集をしているところである。

伊藤委員

小規模ユニット化ということで、令和9年から整備が進み、それに関して人材確保も一緒にされていくという説明であったが、その人材確保だが、やはり特別な対応の必要があることから、専門職が必要な職場では、職員の正規化雇用というのが一番重要な問題かと思うが、その点は担当課としてどういう考えを持っているのか。

社会福祉課長

埼玉県社会福祉事業団は県指定出資法人である。採算性を重視して、効率的な施設運営を目指すということも求められている。そのため、正規職員が担うべき業務と、契約職員に行える業務を明確に区分して、中枢的な業務には正規職員を充て、その他の業務については契約職員が行うということにしてある。令和6年4月1日現在の埼玉県社会福祉事業団の職員数は正規職員が568人、契約職員が常勤換算で337人おり、その割合がおおむね6対4ということになっている。一方で、意欲と能力のある契約職員については、正規職員に登用するための制度を社会福祉事業団で設けており、毎年度登用試験を実施している。令和5年度は6人を正規登用したところである。

伊藤委員

そうすると、今回のおお里の場合は、正規職員、小規模ユニット化というところでは、新たな施設の整備ということで大変よろしいかなというふうに思う。今の段階で、何人の人員増がこれから必要で、そのうちの正規雇用をどの程度考えているのか、予算に関わる問題なので、御説明いただきたい。

社会福祉課長

小規模ユニット化に伴い事業団としては、14人の職員を増やしたいと提案を頂いてい

るところである。その中で、正規の職員については、8名ということで考えていると伺っている。

日下部委員

委託料だが、この事業団の提案を是として、令和7年度当初予算では、この4億7,000万円で予算を確保したいという理解でよいのか。

社会福祉課長

必要な予算が確保できるように、関係課と調整をしてまいりたいというふうに考えている。

日下部委員

例えば、企画財政の方でこれが通らないこともあり得るということか。

社会福祉課長

今正に、予算編成作業をしているところであるので、担当課としてはしっかりと努力をしていきたいというふうに考えている。

【所管事務に関する質問（児童養護施設、一時保護専用棟における職員の負担軽減について）】

小久保委員

それでは児童養護施設の一時的保護専用棟における職員の負担軽減について質問する。まず、一時保護が必要な児童は、年齢背景が様々である。一人一人の状況に応じた適切な支援の確保は重要だが、一時的な定員超過や、様々な背景を持つ児童を同一空間で援助することが課題となっており、県では、児童養護施設等に対する、委託、一時保護を行っている。現在、県内22の児童養護施設のうち、6民間施設7ユニットに対して児童相談所から一時保護委託を行っており、令和6年度当初予算で約1億7,000万円を計上している。現在、国では、一時保護された児童がきめ細やかな支援を受けられるよう、定員4人から6人の小規模ユニットでの整備を進めているが、本県では1ユニット6人となっている。まず、そこで伺うが、一時保護専用棟の国の配置基準においては、児童6人に対して職員が2.5人、つまり、児童指導員又は保育士2人と、常勤、非常勤問わず管理宿直等の職員0.5人となっている。しかし、各施設においては、この国の基準で支援業務を回すことは困難であり、3名から5名、自費で職員を加配して運営を行っている現状である。そこで、なぜ管理宿直等職員においては0.5人なのか、まず国の見解を教えてください。

こども安全課長

国としては、委員発言のとおり専任2人プラス管理宿直ということの配置で、特に、この細かい見解は聞いていないので、通知に書いてあるとおりである。

小久保委員

今の課長の答弁だと、国の見解は不明ということだが、では、同じく県が直営で行っている一時保護所の配置基準でいうと、例えば3歳以上においては、おおむね児童に3人対して常勤職員で一人となっている。しかしながら、これは県の頑張りもあるが、令和6年

度4月の実員数ベースで見えていくと、児童が149人に対して職員が102人、つまり1.5人に対して一人という現状である。この同じ一時保護を行うのになぜ両者でこれほどの差があるのか。本来、この委託一時保護というのは県が行うべきものであるが、民間に請負っていただいている現状である。過度な負担があってはならないはずである。そこで伺うが、この0.5人分を県単加配で行った場合の所要額を試算すると、1ユニットで1人分が432万円ですから、7ユニットで掛け2で割ると1,512万円となるが、これでよいのか。

こども安全課長

まず、児童相談所の一時保護棟と民間の児童養護施設の配置の人数ということだが、児童養護施設の一時保護棟については、児童養護施設で対応可能なお子さんを定員6名までということをお願いをしているが、児童相談所の方は非行の児童や、なかなか児童養護施設では対応が難しいお子さんも受け入れていることとか、定員も30名、あと一時保護専用棟については6名で男の子だけ、女の子だけや、施設によっては年齢も小学生までとか小中学生までなど、一応基準を設けたりしているところもあるので、なかなかその辺が児童養護施設の一時保護棟と児童相談所だと違いがあるので、決して児童相談所がすごく手厚くしているということだけではないということは、御理解いただきたいと思っている。それから配置に関して、もし増やした場合の金額については、いろいろな基準があるので今の一時保護専用棟の人件費については、補助単価が決まっており、その人件費の積み上げ部分ではなくても、事務費も含めていろいろ国が補助を出している中であれば、金額を基に出すとしたらそれぐらいが適当なのかなと、今委員がおっしゃったような金額になるのかなと思う。

小久保委員

まず、繰り返し申し上げるが、本来、県が行うべきこの一時保護を、民間施設の方々が請負っているのだから、そこは、本来負担があってはならないはずである。そしてもう1つ、試算額の話だが、1,512万円そのぐらいという話であったが、これは部長に伺いたいのだが、この金額、私、現実的な金額だと思っている。職員の過度な負担軽減を行っていかねばならない。繰り返し答弁でも言っているが、国への要望で終わりにしない、配置基準の県単加配を行うべきと考える。併せて伺うが、各施設においては、この国の基準では支援業務を回すことは困難な現状である。そこで、自費加配で行っている現状があるわけであり、このことについては、関係団体からの要望、また我が国からも代表質問等を通じて指摘をしているところである。繰り返しになるが、県ではこれまで国への要望という形で終わっている。この時期、当然来年度予算に関わるタイミングでもある。執行部として、問題意識を持って、課題解決のためにあらゆる可能性を検討すべきと考えるが、部長の見解を求める。

福祉部長

職員の配置基準、それから措置費、これについては、国が制度設計をしているので、やはり一義的には国の責任において対応することが筋ではないかと考えている。それが職員の処遇改善に当たっての継続的かつ安定的な処遇改善になるのではないかと考えている。また、一時保護専用棟については、非常にセンシティブで困難な業務を担当してもらっていると思っている。こどもの安心安全の確保には、ここに支障があってはならないという

ふうに感じている。こうした点を踏まえ、改めて、現場での実態や現場の声を丁寧に分析したり、丁寧に聞きして、今後の支援について、検討してまいりたい。

【所管事務に関する質問（障害者等歯科診療体制について）】

藤井委員

障害者等への適切な歯科診療の提供について、質問させていただくが、要介護者等を含む、高齢者とか障害児者は一般の地域にある歯科診療所では治療が困難なケースが多くて、そのために在宅歯科医療とか専門の歯科診療施設の充実が必要だというふうになっている。今回は、その専門の歯科診療施設について確認をしていきたいと思っている。

まず、委員の皆様にもお配りした資料について、簡単に説明をする。この資料は、所管をしている福祉部、それから保健医療部、それぞれの担当課に確認をし、調整をしながら作成した資料である。対応する施設は、資料のとおり、県内に1から6の番号が振ってあるけれども、6か所ある。1番の埼玉県口腔保健センターは、設置主体が歯科医師会、運営形態は歯科医師会が運営しているという状況である。2から6については設置主体が埼玉県で、3から6それぞれ診療所があるけれども、設置主体が県で、かつ運営形態が指定管理者で埼玉県社会福祉事業団に担っていただいているということになっている。大きく2点をこの資料に基づいて確認させていただきたいのだが、まずは、充足の状況について確認をしたいと思っている。この資料の一番右の方に、平均待機期間ということで記載をしている。この待機の期間が、大分長いということが見てとれる状況だが、長いところでは4番の皆光園のように、4か月待っているような状況があったり、麻酔の分野では、歯科口腔保健センターでは8か月ほど待つということが記載をされている。麻酔というのは、診療の特性上、全身麻酔をする必要があるということで、こういったケースも多いと聞いている。この体制の不足については、4年前に、当議員団の美田議員が質問しており、その際、保健医療部長からは充足を図っていかなくてはならないという答弁があったと記憶をしているが、こういった状況を見る限り、改善が図られていないのではないかと考えるが、どのように認識をされているのか。

健康長寿課長

県では、地域で歯科治療を受けることが困難な障害者に対しては、埼玉県口腔保健センター及び総合リハビリテーションセンターなど全6か所で障害者の歯科診療を提供している。委員指摘のとおり、待機期間が長くなっているという状況もあるので、待機時間の改善が図れないか検討することが必要だと認識している。

藤井委員

検討ということは、具体的な検討をしていかなくてはならないと思う。例示をすると、全ての施設についてヒアリングしているわけではないが、例えば、6番のあさか向陽園については、老朽化に加えて、狭隘で、患者さんのニーズに応えきれていないというような話もお伺いしている。例えば、施設を新設するとか、そういったことは検討していないのか、確認させていただきたい。

健康長寿課長

現在、待機期間が長いという状況に対して、他県の状況だが、保健所設置市とか人口規模が多い市町村において設置している事例もある。また、本県でも所沢市とかで障害者歯

科診療を行っているほか、今後、さいたま市においても、口腔保健センターの設置をする予定になっている。待機期間が長いことは、障害者の方に御不便をお掛けしているので、今後の市町村の整備状況を見ながら検討してまいりたい。また、検討に当たっては、歯科医師会との意見交換を行ってまいりたいと考えている。

藤井委員

他県の状況であったり、各個別の市町村の取組などについて答弁があったけれど、そもそもニーズについて把握できているのかという懸念が、はっきり言っている。例えば、さいたま市については、障害者等の歯科診療ニーズについて、潜在的に5,000人ぐらい年間にいるのではないかという推計もしているようだが、先ほど申し上げたとおり、要介護者等も含まれてくると思うので、今後の高齢化の進展に伴って、ニーズが増大してくる可能性もあると思う。そういった意味において、県内の63市町村の現在のニーズとか、今後の伸びなどをしっかりと調査し、そして必要な施策を整えるべきだというふうに思っているが、答弁をお願いしたい。

健康長寿課長

障害者に対するニーズ調査という形式では、今現在県で行っていない。障害者の特性から口腔ケアが難しいということもあるので、障害者の方が増加しているという背景や、障害者の方の高齢化に伴い、障害者歯科のニーズが高まると考えている。必要に応じて、どのような形でニーズ把握ができるかも含めて、関係者に意見を聞いてまいりたい。

藤井委員

この資料の少し違う欄を見ていただくが、左から5列目ぐらいから4列にわたってコストについて記載をしている。例えば、1番の口腔保健センターのイニシャルコストは約9,400万円。そのうち、県が4分の3を支出したというふうに記載がある。そのほかの施設については、イニシャルコスト、これは県立なので県が賄っているというふうに確認をしているところである。その右の列に行くと、ランニングコストをそれぞれ記載しているが、1番については12,600万円に対して795万円、これは県が活動に対して補助をしていると伺っている。2番については、直営なので詳細が分からないので、ここは記載していない。それから3、4、5、6については、ランニングコストに対して、県の支出額を記載している。通常の診療報酬では賄えないような、特殊性のある部分について、3から6については、県が支出をしていると伺っている。通常よりも時間がかかるとか効率性というものが、障害の方に対応するに当たってはなかなか難しいということで、必要な特殊性を鑑みて、3から6については支出しているということである。委員の皆さんも、ここまで説明をさせていただくと大体分かるかと思うが、この1番の県費負担がランニングコストで言えば10分の1程度しかないというふうに思うが、県費負担について、公平性というか整合性が全くないように考えるが、どのように認識しているのか。

健康長寿課長

県費負担については、設立年度を御覧いただいたとおり、口腔保健センターが一番新しくできたというものになっている。この県費負担については、設置当時、県と設置者である県歯科医師会との間で協議したものになっている。障害者歯科診療を安定的に提供していくことは、非常に重要と考えているので、県費負担については、他県の事例も参考にしながら、県歯科医師会に話を伺ってまいりたい。

藤井委員

今、設立当時の約束に基づいてということで話があったと思うが、そもそも数年前から、このセンターから、例えば、施設設備更新の全額負担の要望があったり、そもそも設置主体が県であるべきじゃないかというような要望もあったわけであるので、設立当時からということをおっしゃっていたが、具体的な、要望というか指摘があるにもかかわらず、その部分について協議できていないっていうのは、不誠実っていうことは言い過ぎかもしれないが、対応ができていないのじゃないかなというふうに思う。それから、歯科口腔保健法では、障害者等の歯科医療の提供については責務だというふうになっているので、ランニングコストで言えば3から6の指定管理者制度のように、県が応分の負担をするべきであって、1の歯科医師会の運営については、3、400万円ぐらい年間赤字があると聞いているが、赤字を肩代わりさせるようなことではなくて、しっかりと県でみていかなくてはいけないと思っているが、答弁をお願いします。

健康長寿課長

今現在、健康長寿課については、歯科医師会の負担が生じているということは認識している。こちらについては改めて、歯科医師会に話を伺いながら、安定的な歯科診療ができるように話し合ってまいりたいと思っている。

藤井委員

更に踏み込んで言うと、一つだけ設置主体が異なっている。ほかの五つは県立という状況であるので、設置主体は県であるべきだと思えるし、イニシャルコスト、ランニングコストについてもその応分を、県でしっかりみていくべきことだと思っている。その点については、もう一度答弁いただきたい。

健康長寿課長

口腔保健センターについては、全国的に国が調査したものがあり、直営でやっているものも当然あるし、歯科医師会へ運営委託している事例、あとは、歯科医師会が設置して補助している事例というものがあり、歯科医師会が設置して補助している事例というのが運営委託している事例とほぼ同程度となっているものもある。経営形態ではなくて安定的な運営ができるような方策について、意見交換してまいりたいと思っている。

藤井委員

歯科医師会との話合いという話もあるけれども、1番については保健医療部の所管、そしてランニングコストの負担が比べると10分の1ということになっている。3から4については、それなりの額が支払われているにもかかわらず、1番の口腔保健センターについては、10分の1しかみられていないという状況があるので、これは歯科医師会に聞きながらということではなくて、県の中で主体性を持って検討すべきだと思うが、部長答弁をお願いします。

保健医療部長

確かに委員御指摘のとおり、2番以降は当部の所掌ではないが、県全体で障害者の歯科医療をどうしていくかということを考えていく必要があると思っている。また、今御指摘いただいた1番のところ赤字について、負担を歯科医師会にさせているということは、今、改めて私どもも認識を新たにしているところであるので、その辺は、歯科医師会と真摯に

話をして、私どもとしてもできることをやっていかないと、歯科医師会に申し訳ないと思っているところである。

【議員提出議案に対する質疑】

小早川委員

- 1 既に拉致問題に関して条例を制定している足立区、江戸川区、それから新潟市、川口市に関しては、教育に関する規定はされていないものと認識をしている。本条例に関しては、学校の授業、その他教育活動において必要な施策を講ずる条文が記載をされている。記載された経緯について伺う。
- 2 拉致問題の指導上の留意点について、拉致問題の事実認識と、被害者やその家族の心の痛みを理解するということは非常に重要だというふうに考えている。一方で、北朝鮮への非難感情を助長するというふうにつながらないかという懸念も心配をされる場所である。本県の学校に在学在籍をする、朝鮮半島につながりのある児童生徒に対する差別や偏見、いじめ等が生じないよう配慮することが大切だと考えている。指導上の留意点については、どのように考えているのか。
- 3 第7条2項に、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするというふうに記載があるが、どのような措置を想定され条文に加えられたのか。

柿沼議員

- 1 拉致問題の風化を防ぐ上で、これまで拉致問題等について触れる機会の少なかった若い世代に、啓発がとりわけ重要だと考えたために制定した。
- 2 この条例は、埼玉県で拉致を許さないという決意の下で策定をしている。本県ふじみ野市でも、朝鮮籍の幼い高姉弟が拉致されており、主犯の工作員に逮捕状、国際手配など、外務省を通じて身柄の引渡しも要求している。北朝鮮ということだけではなく、拉致を許さないという条例であるが、委員御指摘のとおり、民族差別やそういったものを助長することのないよう、留意することは重要であると考えている。教育委員会の作成している人権教育指導の手引きにおいても、拉致問題を指導する際の留意点として、拉致問題は、北朝鮮当局による重大な人権侵害が、拉致に関与しない朝鮮半島の人々や朝鮮半島につながりのある日本で生活する人々に、責任を帰する問題ではないことを押さえることが必要であるとして、学習に当たっては、民族や出身国の違いなどにより、罪のない子どもたちが差別や偏見を受けることがないように適切な配慮をしましょう、と記載されている。引き続き、指導について留意していただきたいというふうに考えている。
- 3 拉致問題等の理解の増進に関する教職員向けの資料の作成であったり、学校及び教職員に対するそのような配布等を行うことを想定している。指導上の留意点の作成や配布も含まれていると考えている。

小早川委員

- 1 若い世代の啓発が必要という回答であったが、現状においても県教育委員会を含め、教育現場での啓発の活動指導というのは行われている認識ではあるが、その上で、この条例に記載をしてというところなのか、改めて確認する。
- 2 必要な措置というところで、教員向けの資料配布という部分の作成というところの答弁があったが、先ほどの二つ目の質問の差別等々につながる部分ではあるが、この指導上の留意点というところに、提案者として、差別や偏見、いじめというところの配慮と

いう観点も踏まえて、こういった文言を入れられたという理解でよいのか確認する。

柿沼議員

- 1 今回の一般質問で鈴木正人議員からもあったように、報告としてはやっているという現状があるものの、実際の肌感覚としては、なかなかそれが浸透していない部分もあり、親世代の年齢が非常に高齢化してきて時間のない中、やはりもうひと押し、若い世代にこの人権問題が風化をしてしまわないようにすることが、重要というふうに考えている。
- 2 おっしゃるように、その辺は必ず留意してもらいたいという思いの中で、この条例は制定している。

水村委員

- 1 全体的なお話をお伺いしたいと思っているが、本県に関わる拉致被害者、特定失踪者がいまだに家族の元に戻れない中で、条例を制定し、施策を推進していくことについては、大いに賛同をする。これまで本県では、署名活動や北朝鮮人権侵害問題啓発週間、教育現場でのDVDめぐみの活用など、拉致問題等を風化させない、あるいは理解を深めるための取組を行ってきているところだが、この条例が制定されることにより、今後期待される効果をどのようにお考えか。
- 2 平成18年に制定された国の「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、年次報告第5条で、政府は毎年国会に拉致問題の解決、その他、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならないとされている。県にも県議会に定期的な取組の報告と公表を求めたほうがよいのではないかと考えるが、本条例を制定するに当たり、そのようなことは検討されたのかお伺いする。
- 3 同法では、北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置として、第8条で特定船舶の入港の禁止など、日本国民に対する人権侵害の抑止のための必要な措置を講ずるものとするなどと、制裁強化を規定している。本条例を根拠に県独自の制裁や圧力強化することは可能なのか、見解をお聞かせいただきたい。
- 4 第3条県の責務について、国との連携を図りつつ施策を実施するとある。5条には啓発に関して国との連携の記載があるが、啓発以外に国と連携する施策は、具体的にどのようなものを想定しているのか。
- 5 同条の2項に記載のある市町村が実施する施策、例えば、現在市町村で見られる拉致問題等に関する講演会、パネル展、最近では演劇を実施しているところもあるが、県内の幾つの市町村で現在どのような取組が行われているのか。また、これらの市町村の施策に関し、本県の関わり、支援の現状をどのように捉えているのか。
- 6 第7条では、学校教職員に対する研修が努力義務と規定されている一方で、第8条では、県職員や警察職員に対する研修が義務と規定されている理由について詳しくお伺いしたい。努力義務と義務ということで、分けている理由をお聞かせいただきたい。
- 7 第7条、8条両条項に何か所か必要な施策やその他必要な措置という言葉が出てくる。第7条については、今質疑があったところであるけれども、第8条に出てくるその他必要な措置とは、どのようなことを具体的に想定されているのかお伺いをする。

柿沼議員

多くについて賛同していただけたということも言っていただき感謝申し上げます。

- 1 この条例の制定により、拉致問題のまずは風化の防止である。また、拉致問題等に関

する理解の増進及びその解決に向けた機運の醸成が一層図られるものと考えている。拉致問題の解決に向けた条例としては、都道府県で初となる条例であり、他の都道府県の横展開の推進も期待されるところである。ひいては拉致問題の早期解決に向けた、国民世論の醸成につながる、拉致問題の解決に資することを期待している。

- 2 学校教育におけるDVDを活用した拉致問題の啓発のための人権教育の実態について、執行部から報告の内容の改善をどう図るかといったことは検討した。また、県のホームページにおいて、拉致問題等に関する啓発活動の詳細な実施状況が公表されているということは承知している。それらの現状を踏まえた上で、現時点においては、取組の議会への報告と公表については、条例に規定するまでの必要性はないというふうな判断をしたものである。
- 3 執行部とのやり取りの中で、議論をした大きな観点ではあったが、県が独自に本条例を根拠に、対外的な制裁圧力強化を行うことは馴染まないというふうな結論に至った。
- 4 教育における施策や、特に、職員や警察職員に対する研修についても、国との連携を図ることができるのではないかと考えている。
- 5 政府の拉致問題対策本部が公表している、令和5年度における北朝鮮による日本人拉致問題に関する理解促進活動の実施状況によると、県内38市町において、次の取組が行われている。全部言うと、演劇公演、コンサート、講演会、集会、DVD上映会、Webを活用した啓発、ホームページや各種SNS、メルマガ、LINE等、また、街頭での啓発活動、署名活動、パネルの展示、写真の展示、企画展、啓発資料の配布、掲示等、広報紙、新聞・テレビ・ラジオへの掲示、蛍光掲示板の掲示、自動販売機メッセージボードへの掲示、垂れ幕等による掲示、庁舎等のライトアップ、館内放送、ブルーリボンバッジの着用、図書コーナーの設置、条例制定等である。
- 6 第7条の学校は、私立学校なども多く含むものである。学校の教職員に対する研修については、特に私立学校に対して言えることだが、学校の教育活動に行う教育の内容について、学校の設置者に広い裁量があることを踏まえ、努力義務とした。市町村に関しても、県の方の管轄があるにせよ、そういったことで努力義務ということにした。一方、第8条の知事部局の職員や警察職員については、県が自らの職員に対して行うものであるため、義務として規定した。
- 7 第7条1項の必要な施策については、学校の教育活動において、児童・生徒に対してアニメめぐみの視聴などを通じて、拉致問題等の理解を深めるための学習指導が行われていると承知しているが、そのような教育活動の取組が一層推進されることを想定している。第7条2項のその他の必要な措置については、拉致問題等の理解の増進に関する教職員向けの資料の作成、学校及び教職員に対する配布等を行うことを想定している。第8条1項及び第2項の、その他の必要な措置については、拉致問題等に関する資料の作成配布、職場における掲示などを想定している。

井上委員

- 1 パブコメを会派として行われたと思う。その件数、反応についてお伺いする。
- 2 条例名について、先ほども紹介があったが、先進事例は4件あると承知している。そのうち川口市の条例は、早期帰郷を望む条例である。ほかの事例は啓発推進条例である。その上で、本条例を早期解決に向けた施策の推進とした理由を伺う。
- 3 第3条、県の責務についてである。先ほども少し議論があったが改めて伺う。県の責務のうち、早期解決に向けた施策を実施するものとするところがあるが、提案者は、現状の取組をどう評価しているのか。十分やっているという評価なのか、まだまだ足りないとい

う評価なのか、お伺いする。

- 4 同じく県の責務から、県は市町村が策定し、または実施する拉致問題等の早期解決に向けた施策について、技術的な助言、情報の提供、その他必要な支援を行うものとする
とあるが、これを文脈上読み取っていくと、市町村が施策を策定する、若しくは市町村
が策定した施策と読み取れると思う。私は一般的には策定した施策とか、施策を策定と
いう表現は使わないという認識だが、この表記は正しいかお伺いする。
- 5 県の技術的な助言、情報の提供、その他必要な支援とあるが、県は具体的に何ができ
ると考えているのか、提案者に伺う。
- 6 第4条、県民の役割とあり、それは理解を深めるよう努めることとある。本会議でも、
この点については質疑があったが、ここを明確に聞く。県民に努力義務を課している表
現ということではよろしいのか、お伺いする。
- 7 提案会派はこれまで多様な政策提案条例を提案されている。その中には、県民の責務
となる場合と、県民の役割と表記する二つのパターンがある。例えば、部落差別禁止条
例では、理解を深めること、この問題について理解を深めることを県民の責務としてい
た。でも一方で、今回は役割である。役割と責務をどのように使い分けているのかお答
えいただきたい。
- 8 県民の役割に、警察本部又は警察署に当該情報を提供するものとする
とあるが、近年、ここに綴られたような情報が提供されたという実態はあると把握しているのか。
- 9 第5条、啓発について、県の啓発事業は、私はかなりやっていると
いうふうに思っているが、ここに明記することということは、これ以上求めていくのか、不十分という認
識なのか、他にどういう啓発を望むのか。
- 10 第6条、啓発週間について、その趣旨にふさわしい事業とあるが、これは
どういうものを指しているのか。今行われている事業は、ふさわしいという認識でいるのかお伺い
する。
- 11 今は、正に啓発週間である。例えば、本条例の提案者に名前を連ねる方であれば、私
は当然、ブルーリボンをしているだろうと思っていた。その視点で、先日までの本会議
や今日の福祉保健医療委員会の様子を見ていた。そうすると、提案者に名前を連ねてい
る方でも、全員がブルーリボンを着用しているわけではない。提案者は、本条例に啓発
週間を位置付けているが、県民にこれを求める立場として、今のその状況をどう考える
か。職員は皆さんされているようだが、この点についてお伺いする。
- 12 第7条、教育について、学校とは、どこまでの範囲を指すのか。先ほど、私立の話も
出ていたので、改めてこの点も含めて公立私立の別であるとか、学齢はどこまでを指す
のか、幼稚園も学校法人なので、どこまでの学齢を指すのかお伺いする。それから、極
論を言えば、県内には朝鮮学校もある。そこもこの対象になるとお考えなのかお伺いす
る。
- 13 第8条、職員に対する研修について、知事は、職員への研修をというふうにあるが、
現在どの程度行われており、どの程度行えばよいと考えているのかお伺いする。
- 14 同じく第8条、警察本部長は、警察職員への研修をとあるが、先ほどと同じで、現在
どの程度行われており、どの程度行えばよいと考えているのかお伺いする。
- 15 第9条、財政上の措置について、必要な財政上の措置とあるが、提案者は、現状の県
の財政上の措置の状況を把握しているのか。その上で、現状をどう評価しているのかお
伺いする。
- 16 提案者は頻りに条例を提案されてきている。条例によっては、この財政上の措置の文
言が入る場合と入らない場合がある。どのような基準でこの財政上の措置の文言を入れ

ているのか。例えば、受動喫煙、エスカレーター、部落差別条例はなかった。これを参考にしてほしい。この財政上の措置を入れた真意を問う。入れることで予算は増加するという認識なのか伺いたい。

柿沼議員

- 1 パブコメの件数であるが、こちらは0件であった。これを見ても分かるように、もう風化が進んでいる。これを何とかしなければいけないという思いの条例である。
- 2 埼玉県拉致問題の早期解決に向けた施策の推進とした理由が、書いて字のごとくであるが、やはり、早期解決に向けても施策を推進するんだという思いがあり、この条例名にいたした。
- 3 現状の取組をどう評価するのかということであるが、県の責務が、もう本当に埼玉県だけでなく、日本全国どこでもこの取組やっているという評価はできるが、やはり前に進んでいない現状を鑑みて、更に進めるためにこの条例を制定している。
- 4 市町村が策定した施策、この表現がどうなのかということであるが、市町村には、県としては、いろいろな情報の提供や助言もできるというふうに思っている。市町村が策定したものに対して、また県の方から情報提供もしていくという意味で策定したわけである。
- 5 例えば、県の助言は、資料の作成やその情報提供であったり、また、風化の防止をするために、市町村が拉致問題の早期解決に向けた条例や、人権教育の実施方針を策定したり、啓発活動することによって、技術的な情報提供であったり、またそのチラシの作成の助言であったり、そういったようなことをする。
- 6 県民の役割について、努力義務を課しているということではよいということだが、そのとおりである。
- 7 県民の責務と役割、二つの表現の違いはということであったが、責務というのは使っていないので、なぜ役割にしたかということだが、これは、努力義務とはしているものの、いろいろな立場の方もいらっしゃる。役割というのは、やはり最終的にこの拉致問題を風化しないというのと、それを解決に向けて埼玉県がしっかりと後押しをするということの思いで作らせていただいた。そういった意味で、努力義務であるので役割という表現にさせていただいたところである。
- 8 あるというふうに承知している。
- 9 この条例を策定しようと党内で議論したときに、やはりもう今、先ほど答弁したけれども、親世代が横田早紀江さんも88歳であり、有本恵子さんのお父さんも96歳。もう時間がない。そんな中で、やっていることはやっているが前に進んでない現状を見ているので、これは不十分であるというふうに考えている。これを、この条例によって、後押しできればというふうに思っている。
- 10 啓発週間にふさわしい事業というのは、例えば、横田めぐみさんの展示をやるとか、駅頭でいろいろな方々に啓発活動に参加していただくとか、また、めぐみへの誓いであるとか、アニメめぐみを見ていただくということだというふうに考えている。拉致被害に遭われた方々が、本当に長い年月、ずっと啓発活動をやっているが、それには、かなりの労力とお金がかかっている。署名活動をまた県民の集いの行事、ブルーリボン運動、公共施設による垂れ幕の掲示、ライトアップ、またそのパンフレット等々ホームページや、様々な媒体で情報発信をすることがふさわしいと考えている。
- 11 ブルーリボンを我々がなぜ付けていないのか、これは私が答えることではないというふうに理解しているが、これは、我々全員が付けるべきだというふうに考えている。

- 12 最終的には、この条例施行後には、執行部が適切に判断して実施するというふうには思っているが、我々が考えているのは小中高である。朝鮮学校については、考えていない。
- 13 県職員への研修について、最終的なこの条例制定後の条例の運用については、執行部が適切に判断することであるというふうに思っているが、やはり職員になったときに、めぐみへの誓いを見てもらうなど、埼玉県の中でこういった活動をしているんだよというのを職員の方に伝えていくということである。
- 14 警察職員の教育も同じである。県の職員と警察の職員は、県が所管している事務であるので、こちらに関しては、しっかりと知事と警察本部長に、入職してきたときから在職する中で、教育を続けていってほしいというふうに考えている。
- 15 予算の調整及び執行に関わる権限というものは、知事が専属している。そのため、条例の中で、本条例案の趣旨に沿った予算措置が講ぜられることを担保する必要があるというふうに考え、財政上の措置という条文を規定した。
- 16 財政上の措置の文言を入れる条例が、あたりなかつたりというその真意はということだが、ほかの条例と見比べたということはないが、条例を制定する上で、先ほど言った啓発活動であつたり、めぐみさんの展示であつたりというのは、人的にもお金的にもかなり労力がかかる。これをやっぱり、県としては、支えていくという思いであるので、財政上の措置を極めて重要だというふうに考えて、入れさせていただいたわけである。

井上委員

質疑をいろいろしているが、私も、拉致問題は早期解決されるべき、また二度と繰り返されてはならないというふうな思いを持っているので、そこはもう共通しているということに触れる。

- 1 パブコメに関しては0件であつたということだったが、これをもって、県民が拉致問題に関心がない、風化していると提案者は判断したということだった。これは拉致問題そのものに、関心がないのか、それとも条例化することに意義を見い出しているか、されてないかといった見解もあろうかと思っている。その点について、提案者はどのように考えているか。
- 2 先ほど、タイトルを早期解決条例としたのは、正に、それをするんだという思いからであつたということであつた。風化させない、そのことを県民が意識することは大事だろうというふうに思っているが、実際の交渉であるとか、表舞台に立つのはやはり政府だろうというふうに私は思っていて、例えば、先日、林拉致担当大臣が、国民が心をつにして強い意思を示すことが必要だ、というふうにおっしゃったが、どこか県民なり国民に解決しない原因と言ったら変だが、それをなすりつけているような面はないだろうかというような認識も、実はこのコメントを見たときに私は感じた。国民が理解を増進し、機運醸成がなされれば早期解決すると、イコール関係で完全に示せるとは明言しづらいからこそ、私は他の条例では啓発推進条例であるとか、こういう表現にとどめているのだと思うが、その点を提案者はどのように考えているか。
- 3 県民の役割について、先ほど、努力義務を課す文言であると明言なされた。その点を注目すると、既存の四つの条例及び平成18年にできた拉致問題対処法にも、国民ないし市民に努力義務規定を課している法律ないし条例はない。埼玉県が、この件に関して初めて役割という形で努力義務を課することになる。そこには、提案者としては意義を見いだしていると思うが、国もやってない、ほかもやってないということをやることには、多少なり慎重である必要あるのかなというふうに思うが、提案者の考えをお伺いす

る。

- 4 努力義務があるので役割としたというのが答弁であった。責務も努力義務規定だった場合もある。つまり、しなければならない義務規定として、努めなければならない努力義務規定だとすれば、提案者の会派では、役割若しくは責務、どちらの名称においても努めなければならないというような文言を使っている。それなのにタイトルは責務だったり役割だったりするがどういう違いがあるのか。これをしっかりお答えいただきたい。補足すると、この条例で役割とした趣旨をお答えいただきたい。
- 5 警察本部または警察署に当該情報を提供する、あると承知しているというような答弁であったが、どのくらいというふうに認識してらっしゃるか。
- 6 知事による職員への研修並びに警察職員の研修、先ほどの答弁で、入職したときにこういう研修を行えばいいと聞き取れたが、そういう考えか。それとも職員として働く中で、どこかでそういう機会を設けようというような考えなのか。
- 7 提案者は、現在、拉致問題に関して具体的に幾ら予算が割かれているというふうに承知しているのか。そこがないと、この文言使いようがないと思うが、提案者はどのように認識しているのか。財政上の措置の文言は入っている、他の条例と見比べたことはないというような話だったが、私は見比べてみた。そうすると、例えば、ケアラー支援条例みたいに予算が上がるものもある。一方で、条例化した以降、下がっているものもある。例えば受動喫煙、それから部落差別の事業、エスカレーターも下がっている。文言を入れたイコール増額っていうわけではない。それに対して、先ほど予算の担保のために入れるというようなお話があったけれども、必ずしもその入れたイコール予算確保につながるというわけではないというところを踏まえておく必要があると思う。やっぱり、議会が予算を決められるわけではないので、その必要性や妥当性、効率性などを検討した上で、執行部が個別に判断されていくものだと思うし、社会的な情勢によってプラスにされる場合もあれば、事業が波に乗ってきたから減っていくような場合もあると。それくらい予算に関しては慎重な考えを持って、この財政上の文言を使うべきだと私は思っているが、提案者の考えをお伺いする。

逢澤委員長

この条例についての内容で審議しているものであるもので、他の条例との比較というところにおいては、審議に値しないところもあるというところもあるため、その辺は、配慮して聞いていただきたい。

柿沼議員

まず初めに、拉致問題を早期に解決する思いは一つだというふうに言っていたことに関しては、感謝を申し上げます。

- 1 県民による風化であるが、拉致に関心がないのではなくて、条例に関心がないのではないかというふうな指摘であった。我々、1年ぐらい掛けてこの条例に関していろいろな方々とヒアリングも行った。パブリックコメントを出すに当たっても、そういった方々にも是非コメントいただきたいと知り合いにも伝えてほしいということで伝えただけども、結果としては0件ということであった。これは、指摘のとおり、条例にもそれだけの魅力がないと言われれば、それまでであるが、これはもう全体的に拉致というものに関して、パブリックコメントもゼロということは危機感を感じているところである。これをしっかりと条例制定後には、我々議員がしっかりと啓発していきたいというふうに考えている。

- 2 条例名が早期解決に向けた施策の推進ということであるが、政府が本来であればやるべきであろうというところの指摘も頂いた。そのとおりであるところもあるが、国でいろいろ動いているけれども、なかなか一番初めに伝えたように、5名が帰ってきてから一向に進展がない。だから、県は、警察も教育委員会も所管しているわけで、我々が都道府県初のこの条例を策定することが非常に重要だというふうに思っている。そこで我々ファーストペンギンであるので、こうした強い意思を前に出すという思いで、この条例名にした。
- 3 先ほど答弁したとおり、もう時間がないという中で、県民の役割として、是非埼玉県民全員で、この拉致に立ち向かうんだと、もう親世代にこどもたちを絶対に胸に抱かせたいんだと、そういう思いで努力ではあるが、努力義務規定とした。
- 4 先ほど申したとおり、県民全体でその拉致問題に取り組んでいくという役割という思いで、役割という文言にしている。
- 5 我々が警察の協議の中で聞いたところ、年に数回程度というふうに聞いている。間違いなく年に数回はあるということで、その中には情報提供というものがあつたと聞いている。
- 6 入職時が職員研修としては一番いいのかなというふうな感覚もあるが、ずっと職員が在籍している間、何回も何回もやるべきであるというふうに思っている。ただ、この入職したときが一番研修としてはやりやすいということだったので、それは特出しして答弁させていただいたところである。
- 7 今、幾らぐらい措置しているのかということだが、私が聞いたところによると、会場の設置費みたいなので数万円程度、これを財政措置したというのは聞いているけれども、それ以外は、財政上の措置というのが県からはないというふうに承知している。救う会埼玉の活動とかも、本当に御苦労なされているところから、条例が可決されれば、少なくとも、少なくなるということは、ありえないだろうと。先ほど言ったように、時間の制限がある中で、是非、これは、今後は県の執行部の方にお任せすることにはなるが、この条例ができれば、財政上の措置は進むことであるというふうに期待をしている。財政上の措置は、文言を入れれば増額されるわけではない。そのとおりだと思っている。現状そういうところもあるのかもしれないが、この条例に関しては、県の職員とのヒアリングの中でも、必ずこの財政上の措置を講じていただくよう、お願いはしながらの策定であるので、この件に関してはそういったふうに、県には期待しているところである。

伊藤委員

- 1 この条例の、例えば、目的の第1条で拉致問題等と、等という文言が入っている箇所数が数か所あるが、この等という中は何が含まれるのかお尋ねする。
- 2 先ほども議論があつたとおり、第3条、第4条、県の責務、県民の役割という条文がある。拉致問題の解決は、私どもも国が外交で解決すべき問題だというふうに考えているところである。この条文に規定する必要はないのではないかというふうに思うが、その点、説明いただきたい。
- 3 7条の教育に関して、理解の増進を図るために必要な施策を講じるよう努めるものとする、第1項で明記をされている。しかしながら、努力義務だというふうにおっしゃられているにもかかわらず、県議会では、度々、アニメめぐみを見ていない学校があるとか、詳細に県教委に調査を求める質問であるとかが行われている。こうなると、やはり学校の授業内容まで議会が監視する、政治が介入することにつながってしまうのではないかというふうに考えるが、どのように提案者がお考えなのか伺いたい。

柿沼議員

- 1 この条例では、北朝鮮による拉致被害等の問題及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関わる問題を拉致問題等と定義している。田口八重子さんを含む政府が認定しているものとそうでない可能性、特定失踪者も含め北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として警察が調査の対象にしているもので、等というふうに書いている。
- 2 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第3条に書いてあるが、地方公共団体は国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする、と規定されている。したがって、拉致問題等に関する世論の啓発を図ることを内容とする施策については、国だけではなく、地方公共団体も行うことができると想定されているため、普通地方公共団体が条例でこのような施策を定めることは可能であるというふうに考えている。この条例に定める基本的施策の内容は、拉致問題等に関する世論の啓発を図ることであることから、普通地方公共団体の条例制定権の範囲内だというふうに考えている。
- 3 教育活動における教育内容に関しては、特に私立学校を念頭に、学校の設置者の裁量に広くゆだねられている。このことを踏まえて、第7条第1項は努力義務と規定している。そのため、政治的介入が教育現場に横行するというふうには考えていない。

伊藤委員

第7条の教育の最後の答弁についてだが、私立学校に関しては、学校の設置者の考え方によって教育がなされるもの。しかしながら、県立学校においては、県が設置だとしたら、県の教育委員会が考えて教育を進めていくと、カリキュラムを進めていくということになる。例えば、このアニメを見ていない学校があると、学校の現場の意見というのも非常に大切なものだと思っているし、地域性もあり、年間の学習計画の中にどう組み込んでいくかという問題が現場ではあるというふうに思っている。それを、この条例ができることにより、この条例に定めてあるから努力をしろと、県教委から各学校に対して、強く求めていくことができちゃうのではないかというふうに思っているので、そこはきちんと守られるのかどうかをお願いしたい。

柿沼議員

私立学校については、県教委と連携しながら、私立の学校の所管課から、学習指導例を示していくことを想定している。なお、県立学校については、県自らが設置者であり、学校の授業その他の教育活動における学習指導等の施策を実施していくわけである。その中で、努力義務であるので、もちろん学校の先生方が考えることであり、それを強制するものではない。現状やっているわけであり、最大の人権問題なので、この人権問題をこどもたちにも理解してもらうという意味で、努力義務としているものであり、教育現場に強制するものではない。

【議員提出議案に対する討論】

拉致問題の解決に関しては、やはり外交努力によって実現すべきものだと考えている。今回の条例第7条、県は、学校の授業その他の教育活動において、拉致問題等の風化の防止及び拉致問題等に関する理解の増進を図るため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講じるよう努めるとある。12日の本会議における自民党議員による、アニメめぐみを見

ていない学校があるなどという、学校の授業内容までを監視するような教育介入の発言を見る限り、本条例成立によって、政治的介入が横行する可能性は非常に高いというふうに懸念しているので、本条例案には反対とする。